·						令和7年1月1日現在
任用期間			任用要件に応じて設定されます。 例:療養休暇等の代替であれば、本務者の療養休暇の期間を限度。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の育児短時間勤務の期間を限度。 ※任用期間の途中で任用事由がなくなった場合は退職となります。			
勤務時間			週29時間以内で、任用要件に応じて設定されます。 例:療養休暇等の代替であれば、本務者の担当授業単位数等に応じて設定。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の勤務がない時間数に応じて設定。 ※任用事由の状況が変わることにより、任用の時数が減ることもあります。 ※週当たりの勤務時間は、(担当授業単位数×1.5※小数点以下切り上げ)です。 週3コマ分の授業を担当する場合には、3×1.5≒5時間が週当たりの勤務時間となります。			
週休日			土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 (12/29~1/3) など ※ 週の勤務時間・職種などに応じて異なります。			
年次休暇 休暇		띥	1 箇月継続勤務 最大2日、3 箇月継続勤務 最大3日 ※ 1 箇月継続勤務で付与された日数を含む 6 箇月継続勤務 最大10日 以降、1年継続勤務ごとに2~20日を付与 ※ いずれも全勤務日の8割以上出勤した場合に限る			
	その他休暇		療養休暇、生理休暇、出産休暇、忌引休暇、慶弔休暇、夏季休暇、子の看護休暇、育児参加休暇、出生サポート休暇(不妊治療休暇)、短期介護休暇、特別休暇、無給休暇、育児(部分)休業 ※ 週の勤務日数などによって、正規職員に付与される日数と異なる場合があります。			
	基本報酬等 (報酬+地域手当)		経験年数等によって決定され、報酬区分は次のとおりです。 - 週29時間かつ任期3月以上の場合…月額 - これ以外で、1日の勤務時間が7.75時間の場合…日額 - その他…時間額			
			職種	月額	日額	時間額
給与			非常勤講師・養護教諭 (すべての校種)	206, 208~268, 592円	おおむね 時間額の7.75倍	2, 312~2, 526円
			非常勤栄養職員 (特別支援学校及び市町村立学校)	152,053~183,455円		1,293~1,561円
			非常勤実習助手・寄宿舎指導員 (高等学校及び特別支援学校)	195, 377~203, 270円		1,662~1,729円
			非常勤事務職員 (市町村立学校)	136, 101~169, 937円		1, 157~1, 446円
			※ 報酬額については今後、常勤の給与改定に伴い変更の可能性があります。			
	期末手当、加給		6月1日・12月1日の時点で一定の要件(週当たりの勤務時間が15.5時間以上で任期6月以上)を満たす場合は、期末手当・加給(常勤の勤勉手当に相当する額)の対象となります。			
	その他手当、費用弁償		通勤手当相当額、特別支援学校教員業務手当(特別支援学校で教育活動に直接関わる職員のみ支給。常勤の教諭に係る支給額(月額18,600円)を勤務時間で割り落し)など			
	支給日	給料及び諸手当	毎月16日(当該日が週休日等にあたる場合は、前後します。)			
		期末手当、加給	6月30日、12月10日(当該日が週休日に当たる場合は、前後します。)			
	退職手当		支給なし			
社会保険			次のすべての要件を満たす場合には、社会保険(※)に加入します。 (※)健康保険:公立学校共済組合 年金制度:厚生年金(日本年金機構)  ① 週の所定労働時間が20時間以上			
			② 2か月を超えることが見込まれること ③ 賃金の月額が、8万8千円以上見込まれる ④ 学生ではない			
			※40~64歳の方は、介護保険の被保険者となります。 次のすべての要件を満たす場合には、雇用保険に加入します。			
雇用保険			① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 任用日数が31日以上			
災害補償			公務上、通勤途上の災害に「労働者災害補償保険法」が適用されます。			
服務			地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行 為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用 されます。			
その他			・報酬から所得税、住民税、共済掛金・厚生年金保険料等を控除して支給 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・児童手当は、住所地の市区町村への請求により支給			